

## 地震災害時における避難所等の応急危険度判定に関する協定

仙台市（以下「甲」という。）と一般社団法人 宮城県建築士事務所協会（以下「乙」という。）は、地震災害時における避難所等の応急危険度判定の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震災害が仙台市内において発生した場合に、甲が、乙の協力を得て応急危険度判定を行うことにより、迅速に避難所等の安全確認を行うことを目的とする。

（判定活動）

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する判定活動は、次に掲げるとおりとする。

- （1） あらかじめ甲が指定する避難所の応急危険度判定
- （2） その他甲が必要と認める施設の応急危険度判定

2 前項第1号に規定する避難所については、甲が別に定めるものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、乙による応急危険度判定が必要と認めるときは、判定活動の内容、その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し応急危険度判定の実施を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請できるものとする。

2 仙台市において震度6弱以上の地震が発生した場合においては、乙は、甲から応急危険度判定の実施について要請があったものとみなし、前条第1項に規定する判定活動を行うものとする。

（判定士に対する補償等）

第4条 第2条第1項に規定する判定活動に従事した者が、活動中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の補償については、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領によるものとする。

（第三者に対する補償等）

第5条 第2条第1項に規定する判定活動に従事した者が、第三者に損害を与えた場合の補償については、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領によるものとする。

（判定活動体制の確立）

第6条 乙は、地震災害時において甲の要請に即応するため、あらかじめ、乙の会員が判定活動を実施する体制を定めるものとする。

（情報共有）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

（連絡体制）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項の確実な実施を期するため、それぞれ連絡責任者を置く。

2 連絡責任者は、甲においては都市整備局住環境部住環境整備課長、乙においては副会長をもって充てる。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協定期間及び更新）

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申し出がないときは、協定の期間を1年間延長するものとし、以後、この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲

仙 台 市

代表 仙台市長

乙

一般社団法人 宮城県建築士事務所協会

会 長

## 地震災害時における避難所等の応急危険度判定に関する協定

仙台市（以下「甲」という。）と宮城県建築士会 仙台支部（以下「乙」という。）は、地震災害時における避難所等の応急危険度判定の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震災害が仙台市内において発生した場合に、甲が、乙の協力を得て応急危険度判定を行うことにより、迅速に避難所等の安全確認を行うことを目的とする。

（判定活動）

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する判定活動は、次に掲げるとおりとする。

- （1） あらかじめ甲が指定する避難所の応急危険度判定
- （2） その他甲が必要と認める施設の応急危険度判定

2 前項第1号に規定する避難所については、甲が別に定めるものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、乙による応急危険度判定が必要と認めるときは、判定活動の内容、その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し応急危険度判定の実施を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請できるものとする。

2 仙台市において震度6弱以上の地震が発生した場合においては、乙は、甲から応急危険度判定の実施について要請があったものとみなし、前条第1項に規定する判定活動を行うものとする。

（判定士に対する補償等）

第4条 第2条第1項に規定する判定活動に従事した者が、活動中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の補償については、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領によるものとする。

（第三者に対する補償等）

第5条 第2条第1項に規定する判定活動に従事した者が、第三者に損害を与えた場合の補償については、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領によるものとする。

（判定活動体制の確立）

第6条 乙は、地震災害時において甲の要請に即応するため、あらかじめ、乙の会員が判定活動を実施する体制を定めるものとする。

（情報共有）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

（連絡体制）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項の確実な実施を期するため、それぞれ連絡責任者を置く。

2 連絡責任者は、甲においては都市整備局住環境部住環境整備課長、乙においては支部長をもって充てる。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協定期間及び更新）

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申し出がないときは、協定の期間を1年間延長するものとし、以後、この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 仙台市  
代表 仙台市長

乙 宮城県建築士会 仙台支部  
支部長

## 地震災害時における避難所等の応急危険度判定に関する協定

仙台市（以下「甲」という。）と一般社団法人 仙台建設業協会（以下「乙」という。）は、地震災害時における避難所等の応急危険度判定の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震災害が仙台市内において発生した場合に、甲が、乙の協力を得て応急危険度判定を行うことにより、迅速に避難所等の安全確認を行うことを目的とする。

（判定活動）

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する判定活動は、次に掲げるとおりとする。

- （1） あらかじめ甲が指定する避難所の応急危険度判定
- （2） その他甲が必要と認める施設の応急危険度判定

2 前項第1号に規定する避難所については、甲が別に定めるものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、乙による応急危険度判定が必要と認めるときは、判定活動の内容、その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し応急危険度判定の実施を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請できるものとする。

2 仙台市において震度6弱以上の地震が発生した場合においては、乙は、甲から応急危険度判定の実施について要請があったものとみなし、前条第1項に規定する判定活動を行うものとする。

（判定士に対する補償等）

第4条 第2条第1項に規定する判定活動に従事した者が、活動中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の補償については、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領によるものとする。

（第三者に対する補償等）

第5条 第2条第1項に規定する判定活動に従事した者が、第三者に損害を与えた場合の補償については、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領によるものとする。

（判定活動体制の確立）

第6条 乙は、地震災害時において甲の要請に即応するため、あらかじめ、乙の会員が判定活動を実施する体制を定めるものとする。

（情報共有）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

（連絡体制）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項の確実な実施を期するため、それぞれ連絡責任者を置く。

2 連絡責任者は、甲においては都市整備局住環境部住環境整備課長、乙においては専務理事をもって充てる。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協定期間及び更新）

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申し出がないときは、協定の期間を1年間延長するものとし、以後、この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲

仙 台 市

代表 仙台市長

乙

一般社団法人 仙台建設業協会

会 長

## 地震災害時における避難所等の応急危険度判定に関する協定

仙台市（以下「甲」という。）と公益社団法人 日本建築家協会 東北支部宮城地域会（以下「乙」という。）は、地震災害時における避難所等の応急危険度判定の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震災害が仙台市内において発生した場合に、甲が、乙の協力を得て応急危険度判定を行うことにより、迅速に避難所等の安全確認を行うことを目的とする。

（判定活動）

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する判定活動は、次に掲げるとおりとする。

- （1） あらかじめ甲が指定する避難所の応急危険度判定
- （2） その他甲が必要と認める施設の応急危険度判定

2 前項第1号に規定する避難所については、甲が別に定めるものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、乙による応急危険度判定が必要と認めるときは、判定活動の内容、その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し応急危険度判定の実施を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請できるものとする。

2 仙台市において震度6弱以上の地震が発生した場合においては、乙は、甲から応急危険度判定の実施について要請があったものとみなし、前条第1項に規定する判定活動を行うものとする。

（判定士に対する補償等）

第4条 第2条第1項に規定する判定活動に従事した者が、活動中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の補償については、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領によるものとする。

（第三者に対する補償等）

第5条 第2条第1項に規定する判定活動に従事した者が、第三者に損害を与えた場合の補償については、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領によるものとする。

（判定活動体制の確立）

第6条 乙は、地震災害時において甲の要請に即応するため、あらかじめ、乙の会員が判定活動を実施する体制を定めるものとする。

（情報共有）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

（連絡体制）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項の確実な実施を期するため、それぞれ連絡責任者を置く。

2 連絡責任者は、甲においては都市整備局住環境部住環境整備課長、乙においては宮城地域会長をもって充てる。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協定期間及び更新）

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申し出がないときは、協定の期間を1年間延長するものとし、以後、この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲

仙 台 市

代表 仙台市長

公益社団法人 日本建築家協会

東北支部宮城地域会

乙

宮城地域会長